

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

○環境省令第十六号（平成二十九年六月十五日）

環境省設置法（平成十一年法律第一百一号）第二条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>（総務課、庶務課、企画課及び経理課の所掌事務）</p> <p>第三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十九 （略）</p> <p>二十 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十七条の十七第二項に基づく土壤等の除染等の措置及び除去土壤の処理に関すること（東北地方環境事務所に限り、減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二十一 福島復興再生特別措置法第十七条の十七第二項において準用する平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二三年法律第一百十号以下「放射惟物質汚染対処特措法」という。）第四十九条第四項及び第五上条第四項に基づく報告徴収、立ち入り検査及び収去に関すること（東北地方環境事務所に限る。）。</p> <p>二十二 福島復興再生特別措置法第十七条の十七第二項に基づく認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の処理に関すること（東北地方環境事務所に限り、減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二十三 福島復興再生特別措置法第十七条の十七第四項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第二項及び第五十条第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（東北地方環境事務所に限る。）。</p> <p>二十四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（廃棄物・リサイクル対策課の所掌事務）</p>	<p>（総務課、庶務課、企画課及び経理課の所掌事務）</p> <p>第三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十九 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>二十 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（廃棄物・リサイクル対策課の所掌事務）</p>

第四条 廃棄物・リサイクル対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十 (略)

十一 放射性物質汚染対処特措法第十六条に基づく報告の受理に関すること（放射能汚染廃棄物対策第二課及び放射能汚染廃棄物対策第二課の所掌に属するものを除く。）。

十二～三十二 (略)
（放射能汚染廃棄物対策 第一課及び放射能汚染廃棄物対策第二課の所掌事務）

第六条の三 (略)

一 放射性物質汚染対処特措法第十五条に基づく対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること（企画課及び減容化施設整備課の所掌に属する者を除く。）。

二～七 (略)

2 (略)

第四条 廃棄物・リサイクル対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十 (略)

十一 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「放射性物質汚染対処特別法」という。）第十六条に基づく報告の受理に関すること（放射能汚染廃棄物対策第一課及び放射能汚染廃棄物対策第二課の所掌に属するものを除く。）

十二～三十三 (略)
（放射能汚染廃棄物対策筆課及び放射能汚染廃棄物対策第二課の所掌事務）

第六条の三 (略)

一 放射性物質汚染対処特別法第十五条に基づく対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管および処分に関すること（減容化施設整備課の所掌に属する者を除く。）。

二～七 (略)

2 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。